

平成25年1月21日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

個人情報の外部提供について（答申）

平成24年11月26日付け中行管第74号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

実施機関が保有する個人情報のうち次項に掲げる事項を第3項に掲げる者に提供することについては、公益性があると判断する。

2 外部提供に係る個人情報の項目

住民基本台帳情報のうち、満65歳以上の住民に係る氏名、振り仮名、性別、生年月日、世帯主名、続柄、住所、町内会名

3 外部提供先

中津川市の区域内に置かれた民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員

4 個人情報を外部提供することに公益性があると認める理由

65歳以上の高齢者情報を提供することは、現在、情報の把握に苦慮している民生委員が、援助を必要とする者の生活状況等を適切に把握し、相談、助言、援助、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供、地域での見守り活動等、本来の民生委員の職務の円滑な遂行につながる。

民生委員の円滑な職務の遂行は、地域で支えあう仕組みづくりに寄与し、中津川市地域福祉計画の基本理念である、「だれもが住み慣れた地域で その人らしく 安心して 健やかに くらせるまちの実現」、「お互いさまの気持ちをもって 共に生き 支えあう社会の実現」に資すると考えられる。

5 審査会の処理経過

年 月 日	経過
平成24年11月26日	諮問書受理
平成25年 1月15日	実施機関の説明及び審議
平成25年 1月21日	答申

6 中津川市個人情報審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
副会長	森田 まなみ	人権擁護委員、市選挙管理委員会委員
委 員	佐藤 千恵	中京学院大学経営学部准教授